

他の墓地への改葬・分骨に伴う必要な手続きについて

大阪北摂霊園から他の墓所へ改葬または分骨をされる場合は、「埋蔵証明書」が必要です。
手続きの方法は下記の通りです。

記

1. 提出書類

「埋蔵証明申請書」

2. 添付書類

「大阪北摂霊園 使用許可証」

3. 手数料

1体につき 1,100円 ※郵送の場合は、郵便局の定額小為替または普通為替を同封ください。

(為替の記入欄には何も記入しないでください)

4. その他

郵送による手続きの場合は、390円分の返信用切手(特定記録郵便で返送)を同封願います。
※返還の場合は許可証は返送しません。埋蔵証明書を送付しますので110円切手を同封ください。

□ 改葬の場合

大阪府豊能郡豊能町役場で「改葬許可証」を発行してもらい、改葬先の霊園(又は寺院など)に提出して下さい。なお、改葬許可申請手続きには下記の添付書類が必要となります。

(添付書類) ・大阪北摂霊園発行の「埋蔵証明書」

・改葬先の所在地および名称が分かる資料(任意)

・申請書に記載されている申請者と異なる方が窓口書類を持参される場合は
委任状が必要

【改葬許可申請の手続きに関するお問い合わせ先】

豊能町役場 環境課(吉川支所内) TEL 072-736-1190

□ 分骨の場合

北摂霊園発行の「埋蔵証明書」を分骨先の霊園(又は寺院など)に提出して下さい。

本件に関するお問い合わせ、申請手続きは下記へ

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

<大阪北摂霊園 管理事務所>

午前9時から午後4時30分まで(土・日・祝日も営業、ただし年末年始を除きます)

〒563-0216 大阪府豊能郡豊能町高山235

TEL 072-739-0291~2

<北千里オフィス>

午前9時から午後5時まで(土・日・祝日は休業)

〒565-0874 吹田市古江台4丁目119番地

ディオス北千里1番館(千里北センタービル)3階【阪急北千里駅前】

TEL 06-6871-0577